

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

荒尾市企業局より大切なお知らせ

2019年(令和元年)10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新制に変わります！

2019年(令和元年)10月1日より「水道法の一部を改正する法律」が施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。

有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※旧制度で指定を受けている給水装置工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なりますのでご注意ください。

(下表参照)

指定を受けた日	申請受付期間	初回有効期間満了日
平成10年4月1日 ~ 平成11年3月31日	令和2年6月1日 ~ 令和2年7月31日	令和2年9月29日
平成11年4月1日 ~ 平成15年3月31日	令和3年6月1日 ~ 令和3年7月31日	令和3年9月29日
平成15年4月1日 ~ 平成19年3月31日	令和4年6月1日 ~ 令和4年7月31日	令和4年9月29日
平成19年4月1日 ~ 平成25年3月31日	令和5年6月1日 ~ 令和5年7月31日	令和5年9月29日
平成25年4月1日 ~ 令和元年9月30日	令和6年6月1日 ~ 令和6年7月31日	令和6年9月29日

申請受付期間が近づきましたら、更新の対象となる指定給水装置工事事業者様宛に別途通知いたします。

なお、郵便の不着等による再通知はいたしませんのでご注意ください。

●指定の更新申請に必要な書類

- 指定申請書(様式第1号)
- 誓約書(様式第2号)
- 機械器具調書
- <法人の場合>
定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- <個人の場合>
住民票の写し
- 選任する主任技術者の確認書類
※厚生労働省令第18条に準拠

●指定の更新手数料

- 1件につき、10,000円(非課税)
- ※荒尾市水道条例第34条第1項第5号

●指定の更新の要件(新規指定と同様)

- 給水装置主任技術者の選任
- 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 水道法で規定された欠格要件に該当しない者
※水道法第25条の3及び厚生労働省令第20条に準拠

●指定の更新時に併せて確認する4項目

- 指定給水装置工事事業者の講習会の受講状況
- 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

お問い合わせ先 ・ ・ 荒尾市企業局 お客様センター

〒864-0032

荒尾市増永1903番地

TEL : 0968-64-3333

FAX : 0968-64-3380

